

エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver. 4）の概要について

1 事業の趣旨

エネルギー価格等の高騰による地域経済への影響を緩和するため、事業活動において、電気、ガス及び燃油（ガソリン、軽油、灯油及び重油）を使用する市内中小企業者等に対して、助成金を交付する。

2 対象者

- (1) 市内に本店、支店又は営業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者及びフリーランスを含む個人事業者
- (2) 令和7年3月1日時点において、市内で事業を営んでおり、引き続き、事業活動の継続を行う意思があること。
- (3) 令和7年1月から令和7年3月までの期間の任意の1か月で、エネルギー関連経費の合計額が10万円以上であること。

＊エネルギー関連経費とは、電気、ガス及び燃油（ガソリン、軽油、灯油及び重油）に係る経費をいう。

ただし、交付対象者が次のいずれかに当てはまる場合は、助成金を交付しないものとする。

- ・本助成金の対象経費が、亀山市が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する他の助成制度等に基づく助成金等の交付対象となる事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者（これらの申請事業者の経営に事実上参画している場合を含む。）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

＜参考＞中小企業基本法上の「会社」に該当しない法人の例

医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人及び組合（農業協同組合、生活協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合）

3 支給額

エネルギー関連経費の合計額の区分に応じて次のとおり支給する。

区分	支給額
10万円以上20万円未満	3万円
20万円以上30万円未満	6万円
30万円以上40万円未満	9万円
40万円以上50万円未満	12万円
50万円以上60万円未満	15万円
60万円以上70万円未満	18万円
70万円以上80万円未満	21万円
80万円以上90万円未満	24万円
90万円以上100万円未満	27万円
100万円以上	30万円

※1事業者につき、申請は1回限りとする。

4 申請期間

令和7年3月10日（月）から令和7年5月30日（金）まで（当日消印有効）

5 予算額

45,609千円

【内訳】 人件費 609千円

助成金 45,000千円

〈助成金額積算根拠〉

【商工業関係】 申請見込事業者数 245事業者

3万円×55事業者＝ 1,650千円

6万円×30事業者＝ 1,800千円

9万円×20事業者＝ 1,800千円

12万円×15事業者＝ 1,800千円

15万円×10事業者＝ 1,500千円

18万円×10事業者＝ 1,800千円

21万円×10事業者＝ 2,100千円

24万円×10事業者＝ 2,400千円

27万円×15事業者＝ 4,050千円

30万円×70事業者＝21,000千円

245事業者 39,900千円

【農業関係】 申請見込事業者数 25事業者

3万円× 5事業者＝ 150千円

15万円× 5事業者＝ 750千円

24万円× 5事業者＝ 1,200千円

30万円× 10事業者＝ 3,000千円

25事業者 5,100千円

※助成金額の積算については、過去のエネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業の実績を参考とした。

6 その他

事業の周知は、市広報・ZTV・ホームページへの掲載、商工会議所会報誌への折込を行う。